

2011年8月15日

各位

株式会社みずほ銀行

### 一時払終身保険「みのりの終身」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:塚本 隆史)は、2011年8月15日(月)より、全国の本支店で、一時払終身保険「みのりの終身」(正式名称:初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(円建)、引受保険会社:ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)の取り扱いを開始いたします。

**「みのりの終身」は、契約当初5年間の死亡保障を一時払保険料相当額に抑えることで、5年経過以降の死亡保障を増加させる一時払終身保険です。**

当行では、万に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、さまざまな保険商品の取り扱いを行っております。

「みのりの終身」の主な特徴は以下のとおりです。  
(商品のしくみ、留意事項については別紙をご参照願います。)

主な特徴

#### 1. 簡単な告知でお申し込みいただくことができます

告知書への簡単な告知でお申し込みいただくことができ、医師の診査等は不要です(\*1)(\*2)。

#### 2. 死亡保障を一生涯確保できます

ご契約当初5年間の死亡保障を一時払保険料相当額に抑え、契約後5年経過以降、一時払保険料相当額を上回る死亡保障を一生涯確保することができます(\*3)。

#### 3. 解約返戻金額が一生涯増加します

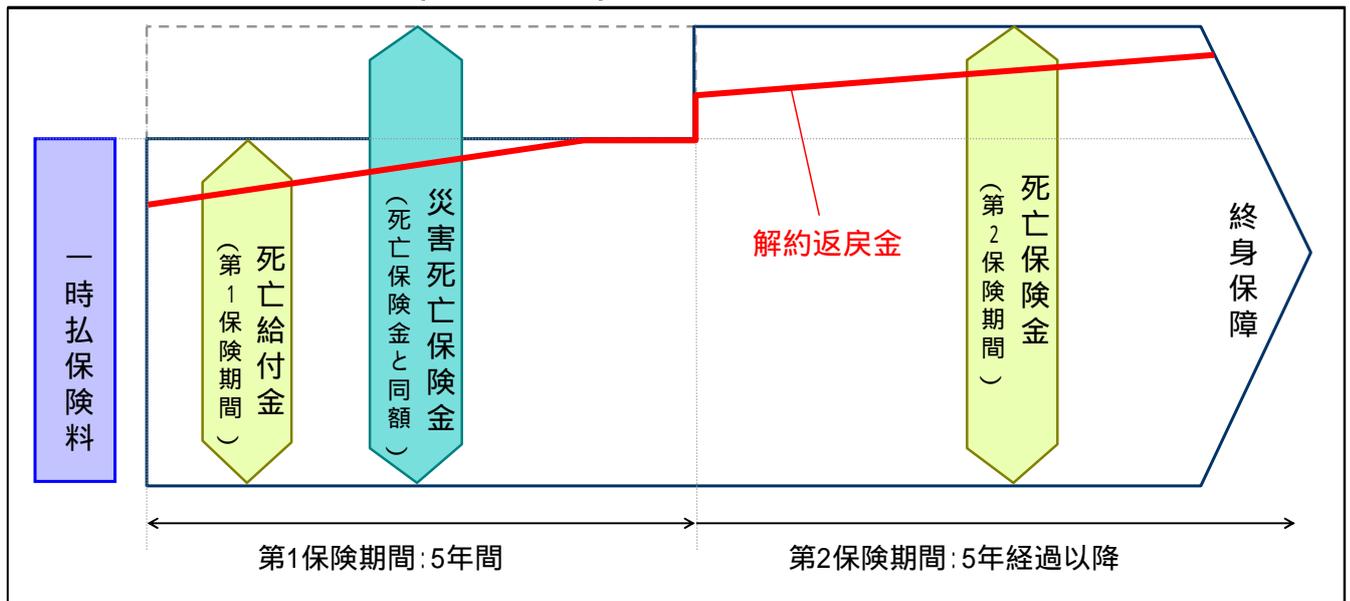
ご契約時点で解約返戻金額が確定し、保険期間中、解約返戻金額が増加していきます(\*4)。

- (\*1) 告知項目のいずれかに該当した場合は本商品にご加入いただくことができません。
- (\*2) 告知項目のいずれにも該当しない場合であっても、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- (\*3) 契約当初5年間に、所定の不慮の事故等により被保険者が死亡された場合の死亡保障は一時払保険料相当額を上回る金額となります。
- (\*4) 契約後一定期間の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。また、契約当初5年間の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

## 『みのりの終身』のしくみ(イメージ図)



上記はイメージ図です。

契約時の被保険者年齢によっては、第1保険期間中の解約返戻金額が一時払保険料に到達しない場合があります。

## ご契約のお取り扱い

項目	内容
保険期間	終身
契約年齢範囲 (被保険者の満年齢)	15～85歳
保険料範囲	15～49歳：200万円～5,000万円(取扱単位：1万円) 50～85歳：200万円～10,000万円(取扱単位：1万円)
保険料払込方法	一時払
告知	告知書による告知(4項目の健康告知)
死亡保険金 受取人範囲	被保険者の2親等以内の親族

以上

## 【生命保険商品のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

生命保険商品を中途解約した場合には、経過期間・運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

引受保険会社の経営破綻等により、既払込保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「パンフレット・重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以上